

災害時石油タンク補助金(経済産業省)

※災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄を推進し、医療施設や避難所等のライフライン機能を維持するために必要な石油燃料を確保する目的で、石油製品タンク等の設置費用を補助する事業



項目		経済産業省:災害時石油タンク補助金	
補助対象等	執行団体	全国石油商業組合連合会	
	予算/事業期間	約17.6億円(30年度2次補正、R1本予算、R2本予算、合算)	
	補助上下限	民間	石油製品容器(1千万円)、容器込み、発電機、調理炊飯・調理器具(5千万円)、下限100万円
		地方公共団体	
	補助率	民間	中小企業 3分の2 (それ以外2分の1)
		地方公共団体	2分の1
	対象施設	民間	<ul style="list-style-type: none"> ●石油製品を確保し、医療施設や避難所等の機能を維持する。 ●平時より設置した石油製品タンク等の整備や石油製品の管理に努める。 ●燃料を供給する事業者に変更があった場合には、「誓約書」を提出しなおすこと。 ●災害が発生した場合には、速やかに「稼働状況等報告書」を全国石油商業組合連合会に提出する。 次のいずれかの施設の所有者または管理者で法人格を持つもの ①災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設(ただし、災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターを除く)、老人ホーム等 ②公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設) ③一時避難所となり得るような施設等(地方公共団体と災害時に避難所等として協定等を締結した施設に限る) ※例えば、地方公共団体庁舎、オフィスビル、マンション、学校、幼稚園、保育園、工場、スーパー、コンビニ、ホテル、旅館等、公民館、集会所、神社仏閣等の施設。 ※ガソリンスタンドやフリート等の燃料油を販売している施設等は除く。
		地方公共団体等	
	対象施設(新築・既設)	新築OK、既設の新設更新いずれもOK	
	設置必須設備	-	
補助対象設備、項目、要件	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品(揮発油、軽油、灯油、重油)を貯蔵する容器(以下、「石油製品タンク」という。)の購入を伴う設置に要する費用。 ・石油製品タンクの設置の範囲は、燃料の注入口から石油製品タンク及び石油製品タンクから注油機構(使用機器との接続部までを含む)。 ・本体の石油製品タンクを設置しないサービスタンクの交換や補修のみの工事は対象外。 ・撤去処分(既存タンク・配管等の引き上げ、廃棄処分等)に係る費用は対象外。 ・一般管理費、交通費等は補助対象外。 ・自家給油施設に該当する部分は対象外。 ・設置する石油製品タンクの石油製品により稼働させる発電機と発電機設置に要する経費。 ・「実質容量」の合計が次の数量以上で、かつ条例に定める「少量危険物」以上に該当するもの。 揮発油:90L 軽油:450L 灯油:450L 重油:900L(消防法令に基づくもの) ※「実質容量」とは、タンク容積ではなく消防法令に基づく実質の「最大数量」をいう。 ※指定数量の1/5以上指定数量未満は、消防長又は消防署長に「少量危険物」の届出が必要です。 ●揮発油/200L●軽油・灯油/1000L●重油/2000L ※消防関係の届出書類の写し 【補助対象項目】 ①石油製品を貯蔵する容器の設備(※申請必須) ・設置に係る土間等解体工事・石油製品タンク設置工事・注入口設置工事・石油製品タンク本体、油面計、漏洩検知装置・配管工事、電気工事・消防申請納付金・運搬費・仮設費、現場管理費・防油堤工事・油水分離槽 ②発電機 ・発電機本体・発電機設置に係る設置工事、電気工事・排気管工事、配管工事、消防対応工事・運搬費 ③燃焼機器 ・調理・炊飯に供する機器・暖房機器(※石油製品タンクに貯蔵する石油製品によって稼働させるもので、災害時のみに使用するもの)		
事業期間	単年度		
申請代行	履行補助者にて申請書作成は可能		
申請について	交付申請→実績報告		
交付申請	一次令和2年2月7日～3月31日(消印有効)二次		
交付決定	5月～(優先順位有り)		
入札及び契約・工事開始	交付検定後		
事業完了	2月15日		
実績報告	令和2年10月30日(必着)か、工事終了後30日以内いずれか早い日		
確定検査	3月中(現地調査は必要に応じて)		
補助金入金	3月中		
スケジュール			